

国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 国分寺街道及び国3・4・11号線周辺地区（国分寺市まちづくり条例（平成16年条例第18号。以下「条例」という。）第20条（まちづくり推進地区の指定等）第1項に規定するまちづくり推進地区として平成29年告示第30号により公告された地区をいう。以下同じ。）について、条例第21条（推進地区まちづくり協議会）第1項の規定に基づき、国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、国分寺街道及び国3・4・11号線周辺地区の推進地区まちづくり計画（条例第12条（まちづくり計画）第1項第4号に規定する推進地区まちづくり計画をいう。）の案の策定に関し、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 土地利用に関する事項
- (2) 緑・景観形成に関する事項
- (3) 安全で安心なまちづくりに関する事項
- (4) その他良好なまちづくりの推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員18人以内をもって組織する。

- (1) 公募により選出された市民 2人以内
- (2) 国分寺街道及び国3・4・11号線周辺地区に係る自治会又は町内会の推薦を受けた者 6人以内
- (3) 国分寺街道及び国3・4・11号線周辺地区及び周辺の商店会の推薦を受けた者 3人以内

(4) 識見を有する者 3人以内

(5) 市の職員 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の推進地区まちづくり計画の決定をもって終了する。

2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、まちづくり部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。